

# 広島魚商協同組合定款

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、広島魚商協同組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、広島県の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を広島市に置く。

(公告方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、中国新聞に掲載してする。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める。

## 第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 広島市中央卸売市場精算株式会社における組合員の市場内取引決済を円滑に推進するための完納奨励業務
- (2) 組合員の必要とする資材（手かぎ、帽子等）及び水産関連商品の共同購買
- (3) 組合員のためにする共同施設の設置並びに管理、運営
- (4) 組合員のためにする事業資金借入れの斡旋
- (5) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (6) 組合員の福利厚生に関する事業
- (7) 前各号の事業に附帯する事業

## 第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 水産物の小売業又は飲食サービス業を行う事業者であること
- (2) 広島市中央卸売市場中央市場内における水産物等の取引代金を共同精算するために広島市中央卸売市場精算株式会社に登録する者であること
- (3) 組合の地区内に事業所を有すること

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入すること

ができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の出資をしなければならぬ。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総代会の議決により、除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払い、その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払もどし)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払いもどすものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総代会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名、名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数)及び住所又は居所

(2) 加入の年月日

(3) 出資口数及び金額並びにその払込年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届けなければならない。

(1) 氏名及び名称(法人組合員にあっては、名称及びその代表者名)又は事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき

(3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が小売業にあっては50人、サービス業にあっては100人を超えたとき

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員

(2) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

## 第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は、10,000円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金、その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで、年利14.6パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第23条 組合員の持分は、本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当たっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

第24条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 15人以上18人以内

(2) 監事 1人又は2人

(役員の任期)

第25条 役員は、次のとおりとする。

(1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

(2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選挙された役員は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選挙された役員は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまで、なお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については2人、監事については1人を超えることができない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選任及び職務)

第27条 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選任する。

2 理事長を代表理事とする。

3 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

4 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選任された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

5 本組合は、理事長又はその代理人が、その職務を行う際、他人に与えた損害を賠償する責任を有する。

6 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。

7 理事長は総代会の議決によって禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

8 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有する名称を付した場合には、当該理事がしたものと認められる行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第28条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任、その他職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため、特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員)の忠実義務)

第29条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会及び総代会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員)の選挙)

第30条 役員は、総代会において選挙する。

2 役員)の選挙は、単記式無記名投票によって行う。

- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総代会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総代会にはかり出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第31条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

(顧問)

第32条 本組合に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(職員)

第33条 本組合に参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において決する。

第34条 本組合に職員を若干名置くことができる。

## 第6章 総会、総代会、理事会及び委員会

(総代会)

第35条 本組合に総代会を置く。

(総代の定数)

第36条 総代の定数は50人とする。

(総代の任期)

第37条 総代の任期は、2年とする。

- 2 第25条第2項(役員任期)の規定は、総代の任期に準用する。

(総代選挙)

第38条 総代は別表に掲げる地域ごとに同表に掲げる人数を、その地域に属する組合員のうちから互選する。

- 2 総代選挙は、単記式無記名投票によって行う。
- 3 総代選挙には、第30条第3項の規定を準用する。

(総代会招集)

第39条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

- 2 通常総代会は、毎事業年度終了後2か月以内に、臨時総代会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事長が事故等により招集できないときは、予め定めた順序に従い、他の理事が招集の職務を代行する。

(総代会招集の手続)

第40条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書類をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく総代会を開催することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第41条 総代は、前条の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる総代の数は、1人とする。

(緊急議案)

第42条 総代会においては、出席した総代(書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。)の3分の2以上の同意を得たときに限り第40条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総代会の議事)

第43条 総代会の議事は、中小企業等協同組合法(以下「法」という。)に特別の定めがある場合を除き総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし可否同数のときは議長の決するところによる。

(総代会の議長)

第44条 総代会の議長は、総代会ごとに出席した総代又は総代たる法人の代表者のうちから選任する。

(総代会の議決事項)

第45条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金額の最高限度
- (2) その他理事会において必要と認める事項

(総代会の議事録)

第46条 総代会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開会の日時及び場所
- (3) 総代の数及びその出席者数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名(当該場所に存しない理事が出席した場合、その出席方法を含む。)
- (5) 出席監事の氏名(当該場所に存しない監事が出席した場合、その出席方法を含む。)
- (6) 議長の氏名
- (7) 議事録作成に係る職務を行なった理事の氏名
- (8) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)

3 次に掲げる事項がある場合には、前項に規定による記載事項に追加して、議事録に記載しなければならない。

- (1) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (2) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(理事会の招集権者)

第47条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が欠員または事故等により招集できないときは、予め理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集の職務を代行する。
- 3 理事長以外の理事は、招集権者に対し理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第48条 理事長は理事会の日の1週間前までに、各理事に対しその通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 3 前項の通知については、総代会招集の手続きに準ずるものとする。

(理事会の決議)

第49条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 理事が理事の全員に対して理事会へ報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の書面議決)

第50条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第51条 理事会は、法又は定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総代会又は総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で、理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第52条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事長が欠席又は理事長の職務を行う者がいない場合は、前項の規定にかかわらず、出席理事の中から議長を選任する。
- 3 理事会の議事録は、書面をもって作成し、出席した理事は、これに署名し、又は記名押印するものとする。
- 4 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 招集年月日
  - (2) 開催日時及び場所
  - (3) 理事・監事の数及びその出席理事・監事の数並びにその出席方法
  - (4) 出席理事の氏名
  - (5) 出席監事の氏名
  - (6) 出席組合員の氏名
  - (7) 議長の氏名
  - (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
  - (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

- (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
  - (11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
  - (12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
    - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
    - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
    - ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
    - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合
- 5 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わる事ができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項の内容
    - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
    - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
    - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
  - (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告する事を要しないものとした場合には、次に掲げる事項の内容
    - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項
    - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
    - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（総会の議決事項）

第53条 総会は組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り議決することができる。

（総会の招集）

第54条 総会は、前条に掲げる事項を決議する必要があるときに限り理事会の議決を経て理事長が招集する。

（総代会の規定の準用）

第55条 総会については、第40条から第42条まで（総代会招集の手続き、書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使、緊急議案）、第44条（総代会の議長）及び第46条（総代会の議事録）の規定を準用する。この場合において第41条第2項中「1人」とあるのは、「2人まで」と読み替えるものとする。

（委員会）

第56条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

## 第7章 会 計

（事業年度）

第57条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。



(法定利益準備金)

第58条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくずさない。

(資本剰余金)

第59条 本組合は、減資差益(第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)は、資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第60条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(法定繰越金)

第61条 本組合は、第7条第5号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金及び繰越金)

第62条 1 事業年度における総益金に総損金及び繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第58条の規定による法定利益準備金、第60条の規定による特別積立金及び前条の規定による繰越金を控除してなお剰余があるときは、総代会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする

(利益剰余金の配当)

第63条 前条の配当は、総代会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第23条第2項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第64条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金の順序にしたがってするものとする。

(職員退職給与)

第65条 本組合は、職員退職給与に充てるため、独立行政法人・勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結する事によって行うものとする。

附 則

1 設立当時の役員の任期は、第25条の規定にかかわらず、最初の通常総会の日までとする。

2 最初の事業年度は、第61条の規定にかかわらず、本組合の成立の日から昭和60年3月31日までとする。

## 別 表

## 総 代 選 出 区 分

支 部 名	地 域	総代定数
西 支 部	広島市西区の地域	8
南、東支部	広島市南区、東区の地域	9
中 支 部	広島市中区の地域	8
安佐、高田支部	広島市安佐南区、安佐北区 安芸高田市、三次市、庄原市 山県郡の地域	8
安芸、賀茂支部	広島市安芸区、広島県安芸郡 呉市、江田島市、東広島市、竹原市 三原市、尾道市、福山市、府中市 豊田、世羅、神石の各郡の地域	8
佐 伯 支 部	広島市佐伯区、廿日市市、大竹市の地域	9

合計 50名